

令和7年10月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年10月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、榮恵委員、福永哲夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第13号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第14号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第15号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第27号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第28号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第29号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (7) 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第 13 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 13 号農地法第 18 条の規定による通知が 1 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 13 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 1 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。2 ページに届出地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第 14 号 農地法第 3 条の規定による届出について

(議 長) 続きまして、報告第 14 号農地法第 3 条の規定による届出が 5 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 3 ページになります。報告第 14 号農地法第 3 条の規定による届出を 5 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は井寺地区。地目については田が 5 筆、畑が 6 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっており、あつせんを希望されております。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 2 番です。所在は上仲間地区。地目については田が 7 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっており、あつせんを希望されております。

続きまして、資料は 5 ページになります。届出番号 3 番です。所在は井寺および上六嘉地区。地目については田が 3 筆、畑が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あつせんの希望はございません。

続きまして、資料は 6 ページになります。届出番号 4 番です。所在は鯉地区。

地目については田が 3 筆、畑が 1 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 7 ページになります。届出番号 5 番です。所在は上六嘉地区。地目については田が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

（議 長）ただいま事務局より報告のありました 5 件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○報告第 15 号 農地法第 5 条の届出について

（議 長）続きまして、報告第 15 号農地法第 5 条の規定による届出が 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は 8 ページになります。報告第 15 号農地法第 5 条の届出が 2 件ございます。

届出番号 1 番です。所在は鯉地区。農振地域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については宅地分譲となっております。9 ページに位置図を載せております。

続きまして、資料は 10 ページになります。届出番号 2 番です。所在は北甘木地区。農振地域外の田が 1 筆、畑が 1 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については個人住宅となっております。11 ページに位置図を載せております。

事務局からの説明は以上でございます。

（議 長）ただいま、事務局より報告のありました 2 件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 27 号 農地法第 4 条の許可申請について

（議 長）続きまして、議案第 27 号農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は 12 ページになります。申請番号 1 番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。

申請人については記載のとおりです。申請事由は貸資材置場となります。13 ページに位置図、14 ページに測量図を載せております。雨水におきましては既設排水路への放流となります。15 ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります森嶋委員から報告をお願いします。

(森嶋委員) 9 月 30 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10 ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地になると思われます。

申請地の南側に農地が隣接していますが、コンクリートブロックが設置されているため、支障はないものと思われます。

貸資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事 務 局) 資料は 16 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 1 種農地であり、目的については貸資材置場になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 28 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 28 号農地法第 5 条の許可申請が 1 件ございます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 17 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。
農振地域内農用地区域外の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は歯科医院建設となります。18 ページに位置図、19 ページに利用計画図、排水計画平面図等を載せております。生活雑排水については公共下水道に接続、雨水については地下浸透および既設排水路への放流となります。20 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。

(下田会長) 9 月 29 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。
また申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。
歯科医院ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は 21 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については歯科医院建設になります。農地区分と転用目的は適当、資力及び信用も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について

(議長) 続きまして、議案第 29 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 2 件ございます。まず、申請番号 1 番と 2 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 22 ページになります。議案第 29 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 2 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。23 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 24 ページになります。申請番号 2 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。25 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、2 件の案件については、承認・可決いたします。

○議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について

(議長) 続きまして、議案第 30 号農用地利用集積等促進計画（再配分）の承認申請が 1 件ございます。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 26 ページになります。議案第 30 号農用地利用集積等促進計画(再配分)の承認申請が 1 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の再配分。期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日となっております。27 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、承認・可決といたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は 11 月 10 日、月曜日の 9 時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 7 年 10 月 10 日

会長 下 田 司

委員 榮 恵

委員 福 永 哲 夫